

管理コード	具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係府庁	
1 2 3 4 5 6 7	使用済み農業用マルチビニールシートを「再生利用認定制度」対象品とする。 使用済み農業用マルチビニールシートの排出に関わる「産業廃棄物管理票」の交付し易(略)がある(あるいは略)		産業廃棄物のリサイクルについても、産業廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	D		ご提案の内容については、必要な業の許可を取得して頂ければ実施可能なものと認められるが、産業廃棄物処理法においては、再生利用されることが確定であると都道府県知事が認めなければ、産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところであり、特区によるまでもなく(都道府県知事の判断により実施できるものである。なお、都道府県知事による指定制度においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付も不要とされているところ、	リサイクルの促進に取り組む責務としては、再生利用の促進に寄与するものであれば、積極的に国の再生利用認定制度の対象に追加する方向で検討されるものと考えられるが、提案にある農業用マルチビニールシートを再生利用認定制度の対象とする可否について再度検討し回答されたい。						再生利用は、都道府県知事による許可制度によって必要な業の許可及び施設の設置許可を取得し実施することが基本である。再生利用認定制度は(まで許可制度の特例である、一定の要件に該当する場合に限り対象とするものである。 当該制度は、地域レベルの取組ではなく広域的な取組を想定しており、また、確実に環境保全上の支障のない形で再生利用が行われることを担保するため、一定期間以上の実績を有するなどの要件を定めている。従って、御提案の農業用マルチシートの再生利用を環境大臣による再生利用認定制度の対象とすることはできず、まずは、知事の指定による特例制度等での対応を検討することを含め再生利用の実績を積み重ねることが必要である。					現行法では使用済み農業用マルチビニールシートは産業廃棄物となっている。したがって現在使用済みのマルチはAによって一括集められ産業廃棄物処理業者によって焼却が処理されている。そこで、「再生利用認定制度対象品」とすることにより継続的な再生事業が可能となる。 排出者(農家)とのマニフェストの取り交し(省略)あるいは簡略)措置によって農家から直接引取ができるようになる(新規参入し易くなる)。	農家からマルチを回収し回収・洗浄・溶解・再資源化など自家処理できるものとする。そのことにより持続的な再生事業が可能となる。	NPO法人緑水舎、有限会社塩尻リテック	環境省	
1 2 3 4 5 6 7	木質チップ焼灰を利用するための規制緩和		産業廃棄物のリサイクルについても、産業廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	D		ご提案の内容については、必要な業の許可を取得して頂ければ実施可能なものと認められるが、産業廃棄物処理法においては、再生利用されることが確定であると都道府県知事が認めなければ、産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところであり、特区によるまでもなく(都道府県知事の判断により実施できるものである。なお、都道府県知事による指定制度においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付も不要とされているところ、	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、貴省回答では都道府県知事の判断により実施できることであるが、円滑かつ安全に焼却灰の活用を促すため、向の事も知事等に示す必要があるのではないか。この点も併せて回答されたい。					高知県が利用を考えている木質チップから発生する焼却灰は、重金屬などの含有の恐れがある建築廃材等を含んだ材料から生産されるものでなく、高質生産現場や製材所から発生する副材や未利用の副産物により生産される特定木質チップであり、環境基準を超えるダイオキシンや重金屬による土壌汚染は心配ないと考えています。(本年度データを収集する。)	高知県が利用を考えている木質チップから発生する焼却灰は、重金屬などの含有の恐れがある建築廃材等を含んだ材料から生産されるものでなく、高質生産現場や製材所から発生する副材や未利用の副産物により生産される特定木質チップであり、環境基準を超えるダイオキシンや重金屬による土壌汚染は心配ないと考えています。(本年度データを収集する。)	知事の指定制度については、物ごとにそれぞれの地域の利用状況や案件ごとの再生方法が異なることを踏まえ、当然都道府県知事が個別具体的にその物の性状を確認して指定を行うに足るものがあるか否かを判断するものでの判断する際の留意事項等を一併に示すことは適当ではない。 なお、焼却灰については、ダイオキシンや重金屬による汚染等もかんがみ、産業廃棄物法上、進歩型又は管理型最終処分場に埋め立てるべきものとされており、焼却灰を向の事も知事等に示す必要があるのではないか。この点も併せて回答されたい。	高知県が利用を考えている木質チップから発生する焼却灰は、重金屬などの含有の恐れがある建築廃材等を含んだ材料から生産されるものでなく、高質生産現場や製材所から発生する副材や未利用の副産物により生産される特定木質チップであり、環境基準を超えるダイオキシンや重金屬による土壌汚染は心配ないと考えています。(本年度データを収集する。)	知事の指定制度は、地域における再生利用について、物ごとにそれぞれの地域の利用状況や案件ごとに再生利用の指定に足りるものであることを知事が判断する制度である。 ご提案の内容については、ご提案の物に係る必要な業の許可の取得によって実施が可能であり、また、当該地域において再生利用されることが確定であると都道府県知事の判断に基づいて対応が可能である。 なお、一般的に焼却灰については土壌汚染等の可能性があることから、今後の焼却灰についても適切なデータ収集を行い、その結果を基に知事が判断すべきものであると思考する。	木質チップボイラーの焼却灰は、現行法で管理型産業廃棄物の扱いとなっており、適切な業者が収集し最終処分場で処理が必要で、現状は、焼却灰の利用が出来ない状態である。そこで、高知県が開発した木質チップボイラーにより、安全性が確認された木質チップを燃料として使用し、ボイラーから発生する焼却灰を土壌改良材として(田畑へ)還元し自家処理できるものとする。そのことにより焼却灰の還元と自家処理でも構想できる。また、灰処理の負担を無くすことにより木質チップボイラーの普及が推進され、環境に優しいバイオマスエネルギーを利用した循環型社会の構築につながる。	高知県	環境省			
1 2 3 4 5 6 7	スーパーや卸売市場等から排出される生ごみ再生利用する場(食料廃棄物処理法)の取扱い変更		産業廃棄物のリサイクルについても、産業廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	C		産業廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な産業廃棄物の処理責任を市町村とするか、排出事業者とするかによって、処理責任を排出事業者とするか、市町村とするかによって決定されるものである。そして、産業廃棄物は、不適正処理された場合の原状回復を含め、排出事業者が最終的な処理責任を負う産業廃棄物であり、産業廃棄物と区分するかどうかについては、産業廃棄物の最終的な処理責任を排出事業者が引き受けるかどうかという点が決定的に重要であるため、最終的な処理責任は市町村が持つ。産業廃棄物の処理責任を排出事業者とするには、少なくとも知事等に示す必要があるのではないか。この点も併せて回答されたい。	スーパーや卸売市場等から排出される生ごみは事業活動に伴い大量に発生するものであり、それらを産業廃棄物として処理責任を排出事業者が負うことは、同スーパーや卸売市場等から排出される生ごみも調理後のものも産業廃棄物とされていることと合わせて再生利用することは排出事業者のイメージと採算性向上にもつながり、3Rの推進に貢献するものと考えます。また、産業廃棄物区分の変更を若手県内に限定し県外からの搬入を認めないことで、若手県から産業廃棄物の許可を取得した事業者がマニフェストに基づいた適正な再生処理を行わせることでの産廃行政による一貫した監督は十分に可能と考えます。					100t/年以上の生ごみを排出する業者には食料リサイクル法上再生利用率20%達成の義務が課せられ、またそれを処理する再生利用業者についても生ごみは有効な資源であることから本質的にそれを「生ごみ」として扱うことは、またマニフェスト管理による追跡調査の確保も加わり排出責任上の問題は無いと考えます。弊社の提案は、若手県のご提案(提案事項管理番号1061020)の「産業廃棄物と同様の取扱いであり再生利用が可能」な産業廃棄物とみなして取り扱うことで食品廃棄物の再生利用率を向上させることと趣旨を併せて、環境省の「生ごみ等3R」処理に関する検討会」での内容にも貢献するものと考えます。				ご提案内容については、前回及び前々回回答で述べたとおり、これを認めることは困難である。 環境省においては、生ごみ等のバイオマスの利活用について、例えば、再意見にもある「生ごみ等3R」処理に関する検討会において検討を行うなどしているところであり、リサイクルの推進という観点からも、引き続き、このような取組を行う必要があるものと考えている。	スーパーや卸売市場等から排出される生ごみを再生利用する場合には産業廃棄物として取り扱うことにより、いわゆる自区内処理の原則に縛られずにこれらの食品循環資源を広域的、かつ効率的に収集・運搬・再生利用することが可能となり、より一層の食品リサイクル率の向上や環境保全の効果がもたらされる。尚、産業廃棄物として取り扱うことでマニフェストによる管理が行われ、収集・運搬・再生利用業務の適正性、対外的明確性も向上する。	株式会社バイオマス・フォーシーズン	環境省			
1 2 3 4 5 6 7	自然公園法及び都市計画法の規定による建築物の規制の緩和		国立公園の特別地域内で建築物の建築を行う場合、設置位置、色彩、形態、主要道路等からの景観面を考慮し、建築物の形状、建坪率及び容積率についての制限があるが、既存建築物を建て替える場合、既存建築物の規模を超えないものについてはこの限りではないとしている。	D		国立公園の特別地域内における既存の建築物の改築や建替えは、既存の建築物の規模を超えないものであれば、現在でも認められている(自然公園法施行規則第11条第6項ただし書参照)ことから、改めて規制を緩和する必要はない。なお、観光宿泊施設であれば、自然公園法第9条第3項により国立公園の公園事業の執行認可を受けられること、同法第13条第3項の適用を除外することも可能である(同法第13条第9項第1号参照)。											自然公園法により国立公園の指定された地域及び都市計画法により風致地区として定められた地域においては、建築物の改築や増築等について規制がなされているが、老朽化した観光宿泊施設の改築等に対して、現状の建築状況や経営の必要性、意欲を考慮し、一定の条件を付与することで、1必要以上の規模縮小とならないよう、観光宿泊施設については、現存する工作物の規模を上限として増改築することができ、特例措置(規制緩和)を講じる。	和歌山県に位置する和歌浦・田野・雄賀崎地域は、大正初期に開かれた観光地であり、戦前は有馬温泉、城崎温泉に匹敵する観光地であった。近年では観光宿泊施設が減少し、最終的に昭和45年当時、一定の条件を付与することで、1必要以上の規模縮小とならないよう、観光宿泊施設については、現存する工作物の規模を上限として増改築することができ、特例措置(規制緩和)を講じる。	個人	国土交通省 環境省		
1 2 3 4 5 6 7	再生利用認定制度対象産業廃棄物拡大事業追加		産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4	D		御提案の内容等を見直す限り、例えば、再生利用されることが確定であると市町村長が認めれば、産業廃棄物のみ収集するのではなく、焼却灰の回収も行う必要がある。しかしながら、当該事業の展開として目指すところは、陶磁器を全国から収集・運搬し、産地に集積することであり、収集・運搬の許可については各市町村で必要となることと、また、認定を受けるための規制の例外を設けているものであり、その運用については万全を期す必要がある。そのようなことから、まずは御提案主体の市内において、御提案主体の委託等により詳細を積み重ねることが必要と考える。 なお、御提案の内容について詳細を把握するため、御提案主体に対しては事業の規模、収集運搬の体制の詳細、再生の方法、再生品の利用方法、価格、需要の見込み、再生利用に伴う産業廃棄物の発生割合、これまでの実績等を明らかにする資料等をお示しいただきたい。	陶磁器の再生化については、産地内でのみ処理・再生されるものであり、施設が存在する市町村が再生利用認定または処理の許可をすればよいと考えます。 しかしながら、当該事業の展開として目指すところは、陶磁器を全国から収集・運搬し、産地に集積することであり、収集・運搬の許可については各市町村で必要となることと、また、認定を受けるための規制の例外を設けているものであり、その運用については万全を期す必要がある。そのようなことから、まずは御提案主体の市内において、御提案主体の委託等により詳細を積み重ねることが必要と考える。 なお、御提案の内容について詳細を把握するため、御提案主体に対しては事業の規模、収集運搬の体制の詳細、再生の方法、再生品の利用方法、価格、需要の見込み、再生利用に伴う産業廃棄物の発生割合、これまでの実績等を明らかにする資料等をお示しいただきたい。										再生利用認定制度は、産業廃棄物の減量化に資するため、一定の要件を満たした場合に限り、産業廃棄物の適正処理を担保するための規制の例外を設けているものであり、その運用については万全を期す必要がある。そのようなことから、まずは御提案主体の市内において、御提案主体の委託等により詳細を積み重ねることが必要と考える。 なお、御提案の内容について詳細を把握するため、御提案主体に対しては事業の規模、収集運搬の体制の詳細、再生の方法、再生品の利用方法、価格、需要の見込み、再生利用に伴う産業廃棄物の発生割合、これまでの実績等を明らかにする資料等をお示しいただきたい。	1 0 4 6 4 0	再生利用認定制度対象産業廃棄物に陶磁器を加える。	陶磁器を対象産業廃棄物に追加することにより、許可なしで陶磁器の回収および粉砕(中間処理)ができるようになることで、陶磁器リサイクルを推進できる。産地に於ける陶磁器の廃棄も「原料」としての有効利用を促し、陶磁器の収集は、原料(陶土)を生産する業者が直接行うことを前提とするが、NPO等の市民団体の活用もあろう。これにより、事実上、行政による収集および処分を廃止する。また、回収ルートを確認し、新たなコミュニティ・ビジネスの創生につながる。	多治見市	環境省
1 2 3 4 5 6 7	農業産業を中心とした基盤整備活性化		環境大臣及び都道府県知事が定める鳥獣保護地区内を除き、行為制限は無い。 特別保護地区内においては、建築物その他の工作物を新築する場合は、環境大臣等の許可が必要となるが(鳥獣保護法第29条第7項第1項)、その場合であっても、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為については、環境大臣の許可は不要とされている(同法第29条第7項第1項ただし書参照)。 設置を希望する本提案の施設の規模は不明であるが、高さ5メートル以下の展望台であれば、許可は不要である(同法施行規則第38条第1項第3号参照)。	D		鳥獣保護地区内においては、特別保護地区内を除き、特定の行為に対する制限は無い。特別保護地区内においては、建築物その他の工作物を新築する場合は、環境大臣等の許可が必要となるが(鳥獣保護法第29条第7項第1項)、その場合であっても、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為については、環境大臣の許可は不要とされている(同法第29条第7項第1項ただし書参照)。 設置を希望する本提案の施設の規模は不明であるが、高さ5メートル以下の展望台であれば、許可は不要である(同法施行規則第38条第1項第3号参照)。												環境大臣及び都道府県知事が定める鳥獣保護地区内を除き、行為制限は無い。 特別保護地区内においては、建築物その他の工作物を新築する場合は、環境大臣等の許可が必要となるが(鳥獣保護法第29条第7項第1項)、その場合であっても、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為については、環境大臣の許可は不要とされている(同法第29条第7項第1項ただし書参照)。 設置を希望する本提案の施設の規模は不明であるが、高さ5メートル以下の展望台であれば、許可は不要である(同法施行規則第38条第1項第3号参照)。	当該地域は土地改良が行われ、地域の90%ほどが農用地となり、鳥を飼った畜舎が建てられ、農家の意欲が旺盛である。このため、農用地域内に農業者用の住居を建設できるような規制を緩和して欲しい。 農家、観光、漁業を一体的に振興する長期滞在施設を建設する。長期滞在型の施設計画などが地元企業からありませんが、地元の高層制限などで施設を建てる事が困難です。農業観光型施設として長期滞在型施設の誘致などができるように法整備をしたい。 鳥獣保護地区内に鳥獣観察小屋を設置できるように緩和して欲しい。	NPO法人有機農園	農林水産省 国土交通省 環境省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の種類、内容の見直し	'措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の種類、内容の見直し	'措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係府庁
130170	バイオマス発電に間伐材等を利用する場合における、廃棄物処理法の規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、同法施行規則第5条1項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。	C		<p>廃棄物はそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることにより否定されるものでないため、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。</p> <p>即提案にある「前処理施設」についても、廃棄物処理法施行令第5条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する施設であれば、このような観点から、許可を必要とすることが適当である。</p> <p>また御要望の内容については、県において、地域の特性、事業の形態等を踏まえ、必要な生活環境保全上の条件を考慮して移動式の木くず等の切断、剪断設備の設置を許可すれば足りるものとする。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、産業廃棄物を処理する移動式がれき等破砕施設は、当分の間設置許可が不要となっていることから、一般廃棄物を処理する同様の施設についても許可不要もしくは許可手続きの負担を軽減できないか再検討し回答されたい。	間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの移動式前処理施設は、処理対象物の前在的な騒音・振動・臭気等の発生が、広域的な移動及び箇所当たり短期間の設置となることが想定されるため、設置場所ごとの設置許可の取得は、経済的・時間的に事業者にとって大きな負担となる。 <p>設置場所の選定において、移動式施設の場合、合能力・規模等から騒音、粉じん等の環境影響範囲が比較的小さいこと、また、予測可能な設置適地を判断することは容易であると考えられる。</p> <p>廃棄物処理法施行令附則において、産業廃棄物の木くず等の移動式破砕施設の設置については、当面の間許可を不要とされていることとあり、一般廃棄物の木くずについても同様の対応が望まれている。</p>	C		事業者が設置する移動式がれき等破砕施設は、本来、生活環境の保全という廃棄物処理法の目的から産業廃棄物処理施設として規制の対象とすべきものである。当該施設について当分の間設置許可が不要とされているのは、がれき等破砕施設が新たに許可を要する産業廃棄物の処理施設として追加された際に、経過措置として規制が猶予されたものであって、あくまでも暫定的に認められているものに過ぎない。 <p>したがって、生活環境の保全の観点から、御提案にある「前処理施設」については、許可不要とすることはできない。なお、前回回答にもあるとおり、御要望の内容については、現行制度においても、県の裁量により、移動式施設の特性を考慮した合理的な許可手続が可能となっている。</p>	右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。	伐採木等は、生育場所で適切な自然還元利用、森林保全に供することが従来から行われている。厚生省通知でも現地でチップ化し、生活環境上支障のない法面保護材等への利用は、廃棄物として規制する必要がないものと考えられている。 <p>本提案も生育場所近隣で前処理を行うことを前提としており、事業者が生活環境上支障のない設置適地を選定することは容易であり、生活環境保全上特段の懸念はないと考える。</p> <p>県の裁量で合理的な許可手続が可能であることは認識するが、設置場所ごとの許可取得は、経済的に事業者にとって大きな負担となり、利活用の推進を阻害している。</p>	C		御提案にある「前処理施設」については、廃棄物である木くずの処理を行う以上、前回及び前々回答で述べたとおり、生活環境の保全という観点から、施設設置許可の対象とするのが適当である。 <p>また、移動式施設に関する施設設置の許可手続に係る事業者の負担については、前回及び前々回答で述べたとおり、まさに御提案主体自らの裁量で軽減することが可能である。</p>	1 1 2 2 0 9 0	間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの効率的な集積を図るため、発生場所における切断・剪断等の前処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設設置許可の取得を不要とする。	間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの切断・剪断等を行う前処理施設の設置許可を不要とすることで、その設置を容易なものとし、許可の取得に要する経済的・時間的コストが不要となることから、効率的な運搬・集積が促進されるため、処理コストの低減が図られる。	兵庫県	環境省
130180	一般廃棄物の焼却処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号ル	廃棄物の焼却施設の維持管理の技術上の基準としてダイオキシン類の維持管理の指標として一般廃棄物濃度が定められている。また、ダイオキシン類の維持管理の指標として一般廃棄物濃度を用いることが適当でない炉の追加認定について	廃棄物の焼却は、一般にその負荷変動が大きいことから、燃焼が不安定であり、適切な管理が必要とされるものである。一般廃棄物濃度の測定は、適切な燃焼管理がなされていることの指標として用いているものであり、適切な燃焼管理がなされていれば、ダイオキシン類の発生も少ないことが分かっている。また、ダイオキシン類の常時測定は困難であり、費用もかかる。このような事情に鑑み、燃焼管理が適切にされていることの指標として、一般廃棄物濃度の連続測定及びその基準を義務づけているものである。 <p>例外規定は、一定の規格品を生産する設備であるセメント焼成炉等のように、そもそも負荷変動が少なく、安定的な燃焼が期待される施設に限定的に適用しているものであり、今回の提案のような負荷変動が想定される施設は例外規定の対象とはならない。</p>	C		<p>一般廃棄物濃度の測定は、燃焼管理によりダイオキシン類の発生抑制が主な目的と思われるが、当社は、蒸気発生炉・廃棄物燃焼炉と加熱炉(石炭専焼)の2セル一体型の特殊炉で、加熱炉には燃料の石炭を投入するが、塩素が存在しないためダイオキシン類の発生はない。このようなケースでは、一般廃棄物濃度は適切な燃焼管理の指標とは言えない。TOX濃度においてもダイオキシン類の発生抑制と燃焼管理が可能と考えられ、当社のような特殊炉では、加熱炉の一般廃棄物濃度の影響を受けないTOX濃度の方が適していると思われる。一般廃棄物濃度の代わりに、TOX計によるTOX濃度の連続測定で代替できるよう検討いただきたい。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、一般廃棄物濃度で代用する方法による管理ができないか再度検討し回答されたい。	現段階では、TOX濃度の測定による燃焼管理は実用的にはクリアしなければならぬ事項も残されており、今後のさらなる知見の集積が必要であると考える。CO濃度の連続測定は完全燃焼を担保するために必要であり、その代替としてTOX濃度の測定を認めることはできない。なお、30分に1度の測定では連続測定とはいえない。	C	右提案主体からの再意見を踏まえ、構造上特殊な炉に限る。他の方法による燃焼管理においては、ダイオキシン類濃度測定を1回/月に引き上げるとともに、TOX計によるTOX(低揮発性有機化合物)濃度の測定で管理することとしたい。(30分間の連続測定の連続測定だが、当社炉ではCOよりダイオキシン類濃度との相関性が高い)。	C	CO濃度測定は、燃焼管理、ダイオキシン濃度の代替指標の観点から必要だが、CO100ppmの基準は、焼却施設のみ適用されることから、基準値は、ダイオキシンの代替指標としての意味合いが強いと思われる。CO濃度の連続測定・記録は引き続き行うが、当社炉の特殊性(石炭専焼と一体の焼却炉)を考慮していたり、基準値は適用除外としていたこと、燃焼管理においては、ダイオキシン類濃度測定を1回/月に引き上げるとともに、TOX計によるTOX(低揮発性有機化合物)濃度の測定で管理することとしたい。(30分間の連続測定の連続測定だが、当社炉ではCOよりダイオキシン類濃度との相関性が高い)。	C	CO濃度の連続測定はリアルタイムで完全燃焼を担保するために必要であり、その代替としてTOX濃度の測定を認めることはできない。例外規定は、一定の規格品を生産する設備であるセメント焼成炉等のように、そもそも負荷変動が少なく、安定的な燃焼が期待される施設に限定的に適用しているものであり、今回の提案のような負荷変動が想定される施設は例外規定の対象とはならない。	1 1 5 6 0 0 1 1 0	蒸気発生炉(廃棄物燃焼)と、加熱炉(石炭専焼)の2セル一体型の炉についても、一般廃棄物濃度の濃度を3ヶ月に一回以上測定・記録することを条件として認定する。	ダイオキシン類の測定は費用・時間を要するため、代替指標に一般廃棄物濃度の連続測定が義務付けられているが、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として、一般廃棄物濃度を用いることが適当でないという環境大臣が定める施設は、ダイオキシン類の濃度を3ヶ月に一回以上測定・記録することを条件として認定する。一般廃棄物濃度との相関性が低い当社炉も、適用除外の炉に認定されれば、一般廃棄物濃度の管理から、ダイオキシン類濃度の測定頻度を増やす管理となり、本来規制すべきダイオキシン基準により則った管理が可能となる。(別紙あり)	民間企業	環境省		